

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



意匠の国際登録制度（ハーグ制度）では国際公表のタイミングが変更になったとのことですが、どのように変わりましたか？

国際意匠登録はWIPOのデータベース「International Designs Bulletin」^{※1}にて、毎週金曜日スイス・ジュネーブの正午に国際公表されます。2022年1月1日に発効した共通規則17の改正により、標準公表期間が「国際登録日から6カ月後」から「国際登録日から12カ月後」に延長されました。

また、12カ月後の公表では遅い場合もあるとの声を受け、出願時には「選択された時点での公表」という新しいオプションが追加されています。これにより、従前どおり公表の延期を請求できることに加え、「標準公表」よりも公表を早めることが可能になりました。さらに出願後についても、国際登録の公表前であれば、いつでも即時公表（早期公表）を請求できることが明確化されました。

1. 国際出願時の選択肢

「eHague」^{※2}を利用して出願する場合、「Publication」欄で3つの選択肢

から国際公表のタイミングを選択します（下図）。

- ① 国際登録日から12カ月後の公表（標準公表）
- ② 国際登録後直ちに公表（即時公表。最短で国際登録された週の翌週の金曜日に公表）
- ③ 選択された時点での公表（出願日からの月数をプルダウンで選択。標準公表より早いタイミングは常に選択可。標準公表の期間を超えての公表延期の可否や最大延滞期間は、指定国によって異なる）

つまり、公表延期の請求は選択肢③で行うことになります。公表の延期を認めていない加盟国もありますが、そのような国を指定した場合、eHagueは公表延期に当たる月数を表示しません。

2. 国際出願後の早期公表

国際出願後も、国際公表前に即時公表（早期公表）の請求が可能です。早期公表の請求は「Contact Hague」で

行うことができ、通常は請求後2～3週間で国際公表されます。

なお、2022年1月1日より前に国際出願された件であっても、国際出願で最初に指定された公表期間が満了する前であればいつでも、早期公表を請求することができます。

3. おわりに

以上のように、今回の改正により、国際公表のタイミングを出願人のニーズに合わせて柔軟にコントロールすることが可能になりました。

なお、国際登録は国際公表後に指定国での実体審査が開始されますが、拒絶の通報期間内に各指定官庁より拒絶の通報がない場合、各指定国での意匠の保護の付与と同一の効果を有します。拒絶の通報期間は国際公表から6カ月または12カ月です。

※1 <https://www.wipo.int/haguebulletin/>

※2 <https://hague.wipo.int/#/landing/home>

Requested publication *

- Publication 12 months after the date of international registration
- Publication immediately after the recording of the international registration
- Publication at a chosen time specified in number of months from the filing date:

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先（日本語）】

TEL : 03-5532-5027（ハーグ制度）

TEL : 03-5532-5030（その他制度等）

URL : wipo.int/japan